

# 建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

## 【経審の審査基準見直し②～再生企業は厳しい～】

前回の建設業タイムズVOL. 3で取り上げました経審の審査基準の見直しについて引き続きご紹介をしていきます。今回は(2)から(4)についてです。

(2) 法的整理の対象となった再生企業に対しては社会性などの評価(W点)において、再生期間中はW点から60点を一律に減点し、再生期間終了後は営業年数評価をゼロ年にリセットする。

⇒こちらは改正基準の施行後に再生手続を開始した企業から適用されます。再生期間中は継続して減点され、再生期間経過後は営業年数をゼロ年からスタートすることになります。W点での60点の減点はP点換算で90点の減点となり、官公庁等の競争参加のランクに影響を及ぼす可能性が高いと思われます。

(3) W点の評価項目に建設機械の保有状況やISOの取得状況を追加する。

⇒地域防災への備えの観点から、建設機械を保有している企業を積極的に評価するため、建設機械の保有状況が社会性の評価項目に追加されます。また、リースが増えてきている現状を踏まえ、実質的に保有と同様とされる一定のリースについても加点評価の対象となります。

また、ISO9000シリーズ(品質管理)、ISO14000シリーズ(環境管理)の取得は、多くの都道府県等で発注者別評価点で評価されていることから、社会性等の評価項目に追加されます。

(4) 完成工事高(X1)と元請完成工事高(Z2)の評点テーブルを上方修正する。

⇒建設投資の減少により、X1とZ2の平均点が減少しています。全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、ランクの低下を防ぐための無理な受注等を防止し、適切な競争参加機会・競争環境を確保する観点から、X1及びZ2の平均点が約700点になるように、評点テーブルが上方修正されます。